

議案第45号

城陽市立老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について

城陽市立老人デイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

令和3年10月12日提出
(2021年)

城陽市長 奥田敏晴

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
城陽市立東部デイサービスセンター

- 2 指定管理者となる団体の名称等
所在地 宇治市宇治里尻36番35
名称 社会福祉法人悠仁福祉会
代表者 理事長 武田隆久

- 3 指定の期間
令和3年(2021年)11月1日から令和6年(2024年)3月31日まで

提案理由

城陽市立老人デイサービスセンターの管理について、指定管理者制度による指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 略

2～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

参考資料

1 城陽市立東部デイサービスセンターの指定管理者について

城陽市立東部デイサービスセンターの現在の指定管理者である社会福祉法人青谷福祉会（指定期間：平成31年（2019年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで）が、令和3年（2021年）11月1日付けで社会福祉法人悠仁福祉会を存続法人とする吸収合併を予定されており、これにより社会福祉法（昭和26年法律第45号）第50条第2項の規定に基づき、社会福祉法人青谷福祉会の一切の権利義務が吸収合併以降の社会福祉法人悠仁福祉会に承継されることとなるため、指定期間の残期間について、社会福祉法人悠仁福祉会を指定管理者とするもの。

社会福祉法（抜粋）

（吸収合併の効力の発生等）

第50条 略

2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

3～4 略